

一語に翻訳されている点だ。同判事は、英文文言に基づいて説明している) 第5に、「
実際、ILO 専門家委員会は、最近売春及びポルノのための子供の搾取は、第二九号条約
に違反する子供の強制労働を構成するとの見解を採用した」として、前記一九九四年同委
員会報告書の以下の該当部分(二八頁八九～九〇段落、「一九三〇年(第二九号)強制勞
働条約の適用」と題する部分参照)を先例として引用した。

「89. 今年、委員会は、この条約の適用に関して広範囲の多くの報告を審査した。多く
の締盟国で起こっているこの条約の著しい違反である搾取とその結果としての悲惨な被害
は、重大な懸念すべき事項である。委員会が強い不安を抱いている点の一つは、子供の強
制労働ことに売春及びポルノのための子供の搾取である。子供の労働のこの形態は、それ
が発生している国の外で、以前にもまして喧伝されている。その結果この国は、その他の
国々からの旅行者や訪問者による巧妙且つ増大する搾取の対象になっている。かかる子供
の搾取は、もはやそれが発生している国のみの責任ではなく、国際的責任である。

90. 委員会は、まだ対策を講じていない締盟国に対して、かかる慨嘆すべき慣行の廃絶
を支援するために、夫々の国の領域内において、その領域内の者の関与を防止するために、
特に、他国においてかかる活動を宣伝し、又は、促進する者、あるいはかかる目的のため
に他国に旅行する者の処罰を確実にするために、措置をとることを求める。勿論、かかる
補完的措置は、かかる子供の搾取が起こっている国自身が、かかる慣行を防止し、すべて
の関与者を訴追すべき、同国の責任を解除するわけではない。」

なお、この問題で今年直接問題になった国は、タイである(前記報告書一三九頁「子供
の性的搾取」の項参照)。

同判事のあげた上記の理由は、上記ILO 専門家委員会の女性(少女)の売春のための
搾取の先例を含むだけに、極めて説得力があろう。これで前記した筆者の主張の弱みは克
服されたと思われる。なお、「慰安婦」問題から離れるが、今日のタイにおける売春やポ
ルノのための子供の搾取に関する上記ILO の指摘は、日本を含む強制労働条約締盟国で
あるすべての国に、(補完的であるとはいっても)関係があることに注意すべきだ。ILO
の見解は、日本を含めて、タイ以外の国に対して、その領域内でこれに関与する者に関し
て強制労働条約上の義務として処罰を含む措置を取ることを求めている点で画期的と言え
よう。この点は、これまで忘れられていた重要な現代的問題である。

なお、前記した「強制売春に関して強制労働条約を適用することが、任意の売春を合法
化することに連なるのではないか」との質問を受けた同判事は、「そうはならない。任意
売春の問題は別の法によって非合法とすることは十分にあり得る」と明快に答え、この問
題にも合理的説明を加えた。

⑤(「慰安婦」と強制労働条約適用除外規定の問題)

日本政府は、これまで国連ではこの問題に関して一切反論していない。ところが、参議
院外務委員会での質問(一九九四年六月二二日・清水澄子参議院委員)に、戦時であるか
ら強制労働条約の適用がない旨の答弁をした。確かに、同条約第二条第二項は「尤モ本条

約ニオイテ『強制労働』ト称スルハ左記ヲ包含セザルベシ」とし、その(d)は、「緊急の場合」の一つとして「火災」「洪水」「飢饉」「地震」「猛烈ナル流行病」などの「災厄の場合」と共に「戦争ノ場合」をも例示している。又同(d)は、「一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ強要セラルル労務」を一般的な場合としてあげている。

この点について質問を受けた同判事は、「慰安婦」の場合、「この条文を使って適用除外を受けることはできない」と断言した。その法的根拠の一つとして、同判事があげたのは、「比例の原則」(principle of proportionality)である。同判事は、戦争の場合であっても、強制される労働とこれを必要とする事情＝戦争の間に合理的な関係がなければならぬとする。戦争と兵士の「性的慰安」を強制する必要性の間には、なんら比例する関係がないとする。同判事は、戦前の条約を解釈するにもこのような解釈上の原則は適用できるとしている。比例の原則を理解するのに同判事は、「シラクサ原則」をあげる。

「シラクサ原則」は、一九八七年、国際法律家委員会事務総長(当時)ニール・マクダモット弁護士(パリスター)によって日本に紹介されている(ニール・マクダモット[戸塚悦朗訳]:『国際規約と障害者の人権保障のための各国の責務』、『法学セミナー増刊・これからの精神医療』、日本評論社[1987]、二六六～二七五頁参照。原則英文は、同書二七六～二七九頁。)。国際条約には、条約の適用除外(derogation)や保護されるべき権利を制限するような規定(limitation clauses)が定められることがある。その解釈次第では、折角の権利保障が台無しになる恐れがあるから事は重大である。その場合にどのような原則に基づいて解釈がなされるべきなのかについて、国際法律家委員会は、一九八四年シラクサにおいて、国際人権(自由権)規約の制限規定の解釈原則に関する国際会議を開催した。そこで採択されたのがこの「シラクサ原則」であって、国連からも好意的に受け入れられた(UN Doc. E/CN.4/1984/4.)。その中に、同判事の指摘する「比例の原則」も含まれている。

「シラクサ原則」は、同規約のみならず、強制労働条約を含むあらゆる人権条約の解釈の原則として準用できるであろう。同原則第一〇条、第一一条によれば、権利制限規定の解釈上「比例の原則」は、「制限が、当該条文によって認められた制限を正当化する諸根拠の一つに基づくものであり、・・正当な目的を求めるものであり、かつ、その目的に比例したものである」「制限を適用するに際し、国家は、制限の目的を成就するに必要とされる以上のより規制の強い手段を用いてはならないものとする。」と表現されている。又、シラクサ原則は、「いかなる制限も恣意的な方法でなされてはならない」(同原則第七条)、「保障された権利に対する制限を正当化する举证責任は、国家にある」(同原則第二二条)、「制限の必要性に関するいかなる評価も客観的検討にもとづいてなされるものとする」(同原則第一〇条最終文)としていることも忘れてはならない。

注意すべきは、強制労働条約第二条第二項は、「戦争の場合」を「緊急の場合」の例示としてあげているに過ぎないことだ。だから、日本政府には、「従軍慰安」の強制労働が

「制限の制限は、厳格に、かつ問題

の制限権利を認められに解釈

(土壌のものも可)(中三等)

なぜ必要であったのか。それほどの「緊急の場合」があったのか。なぜ、主として朝鮮女性・少女を「慰安婦」に恣意的に強制したのか。そのための必要性・緊急性を立証する責任があることだ。それらの間に比例の関係があることをも立証しなければならない。ただ「戦時だった」と言うだけで、適用除外を受けるわけにはいかないのである。

筆者は、国連で、この問題について帰納法的論理で、別の角度から、同様の結論を導く主張を述べた。これもバグワティ判事の論理と共通するものがある。筆者の論理はこうだ。

もし、日本政府の主張が正しいと仮定してみて、不合理な結論が出てくるなら、それはその仮定（つまり日本政府の主張する「戦争の場合」の抗弁が正しいとしたこと）が誤りだということになる。さて、日本政府は、「『戦争の場合』だからと言う理由のみで、無条件で、強制労働条約の適用はなく、いかなる強制労働も合法であった」と主張するかに見える。とりあえず、この仮定が正しいとしてみよう。

第一に疑問が湧くのは、「事変」などの軍事行動は、「戦争の場合」に入るのかということだ。これを除いてしまうと、満洲事変、日支事変などでは、強制労働条約の適用を認めることになるから、これは政府主張の真意ではないだろう。そうなると、日本がこれまで「戦争」と認めていない場合でも、軍事行動を取っていたときは「戦争の場合」と主張していることになる。ところで、日本帝国が強制労働条約を批准してから後、軍事行動をとっていなかったときは、ほとんどない。そうすると、批准したときから後、ずっと恒常的に強制労働条約の適用がいつも除外されることになる。それでは、同条約の批准自体が意味を成さなくなる。これは不合理な結論だ。

⑥ 第二に、適用除外が認められているのは、「緊急の場合」であって、単に「戦争の場合」というのではないことに注意を要する。「緊急の場合」というのは、言葉の通常の意味の解釈から見て、問題となる強制労働をどうしても必要とする緊急の事情のことだと解釈するしかない。

このような「緊急の場合」が、軍事行動を取っているときに、いつも、どこでも存在するわけではないだろう。仮に、日本政府が主張するとおり、「戦争の場合」すなわち、「軍事行動に従事しているときには、日本帝国の管轄下にあったすべての領域で、いつでも、どこでも、いかなる強制労働についても、無条件で同条約の適用除外が受けられる」と仮定してみよう。考えを進めるとこの仮定が極めて不合理な結論を導くことがわかる。

「戦争の場合」は、「緊急の場合」の一つの例示に過ぎない。もし、日本政府の上記論法（「例示の事情があるなら、いつでも、どこでも、いかなる強制労働も合法化される」というもの）が正しいなら、他の例示の場合、例えば「災厄の場合」にも同様に、「日本帝国の管轄下にあったすべての領域で、いつでも、どこでも、いかなる強制労働についても、無条件で同条約の適用除外が受けられる」という結論にならざるを得ない。そうすると、他の例示の場合である「災厄の場合」すなわち、「火災」「洪水」「飢饉」「地震」「猛烈ナル流行病」などの場合にも、無条件で同条約の適用除外を認めなければならなくなる。もし、日本政府の主張が正しいなら、「日本の管轄の範囲内のどこかでこれらの災

厄があれば、どこでも、いつでも、いかなる強制労働も無条件で合法だった」ということになるだろう。およそ、日本において、火災、洪水、飢饉、地震、流行病などの災厄がなかった時などあったらどうか。もし、この定式が正しいなら、たとえば、「北海道で地震があれば、朝鮮の少女を『慰安婦』として連行してよい」と言う結論が正しいことになる。これが著しく不合理な結論であるのは、いかに日本政府でも認めざるを得ないだろう。

このように、不合理な結論が出てくるのは、前記した最初の仮定が誤っていたからである。つまり、「戦争の場合」だからというだけの理由（「満洲で日本帝国軍が軍事行動をとったから」とか「真珠湾を日本帝国軍が攻撃したから」とか言う理由）で、無条件で同条約の適用除外ができ、どこでも（すなわち、朝鮮でも）、いつでも（満洲事変から第二次大戦の終了まで）、いかなる強制労働をも（女性・少女に「従軍慰安」を強要すること）を強いることができるという結論を正当化することにはならないのである。

合理的に解釈するなら、「戦争の場合」「災厄の場合」であっても、真に「緊急の場合」であって、それが、どう考えても、強要されるべき強制労働を正当化する必要性を有する具体的緊急の事情があることの立証が必要と解釈するしかないであろう。

この場合、参考になるのが、前記（d）の例示の後に規定されている、「一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情ニ於テ強要セラルル労務」という一般的事情の記述である。「戦争の場合」であろうと「災厄の場合」であろうと、「一般ニ住民ノ全部又ハ一部ノ生存又ハ幸福ヲ危殆ナラシムル一切ノ事情」がなければならぬと考えられる。これが、強制労働を正当化する根拠であろう。このような具体的な「事情」があって、且つこれが真に「緊急な場合」と言うことができるとき、初めて適用除外の可能性が出てくるのである。だから、適用除外を受けるべき強制労働は、最低限、「住民の全部又は一部の生存又は幸福を危殆ならしめる」具体的緊急な事情のもとで、これを避けるためにどうしても必要なやむを得ないものに限られなければならない。

⑦ 強制労働を必要とする「緊急な場合」がある場合でも、すべての強制労働が正当化されるわけではない。ここで、前記「比例の原則」など権利制限規定の解釈のための「シラクサ原則」が準用されねばならないだろう。たとえば、朝鮮人女性・少女のみに「従軍慰安」を強要するなどという恣意的な強要の仕方は適用除外を正当化しないであろう。

また、仮に強制労働が許される場合であっても、その内容は、「緊急の場合」の具体的事情に「比例して」必要最小限の強要しか許されないとしなければならない。

さらに、権利制限を主張する日本政府の側で、これらの事情をすべて立証する責任がある。つまり、日本政府は、戦時下、なぜ、主として朝鮮女性に「従軍慰安」を強要しないと「住民の全部又は一部の生存又は幸福を危殆ならしめる」ような具体的緊急な事情が生じたのかについて合理的な主張・立証を必要しなければならないのである。

この立証の基準は、「日本政府が必要だと考えたから」と言うような主観的なものであってはならず、国際的な第三者の合理的な客観的判断基準（たとえば、国際司法裁判所、常設仲裁裁判所又はILOなど）に基づいてなされなければならないであろう。

ここで、「住民」とは、将兵のことではないだろう。仮に、将兵がこれに含まれるとしても、朝鮮女性に「従軍慰安」を強要しないと、日本帝国軍の将兵（住民の一部？）の「生存又は幸福を危殆ならしめる」ことになったであろうか。それほどまでに、日本帝国軍将兵の性欲の充足が「緊急の場合」であったと言えるのだろうか。日本政府は、日本の国会では、単に「戦争の場合」と言えば追及を免れたかもしれない。現在の国会議員は、誰も、それ以上の研究も、追及もしないからだ。しかし、国際社会ではそうは行くまい。国連でも、このような具体的な主張をする必要が出てくるだろう。

「シラクサ原則」は、すべての人権保護条約について、権利制限規定の合理的解釈原則として準用できる。その主要部分は、条約の中に定式化されている場合もある。例えば、国際人権（自由権）規約第四条（デロゲーション規定）がそれだ。同条第一項では、一定の場合に「この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる」とする。その場合について、同条は、以下の要件を要求している。第一に、「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合」（公式の宣言が必要）であること。第二に、「事態の緊急性が真に必要とする限度において」しか適用除外は許されない。第三に、「その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならない」。第四に、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない」。これらの解釈上「シラクサ原則」が効果的な原則としての機能を果たすのである。

これまで、多くの国際法の権威者に尋ねたが、単に「戦争の場合」だからと言うだけで、日本政府がこの適用除外規定によって責任を免除されると答えた人はなかった。すべての人が、バグワティ判事と同意見だったのである。日本の国際法学者でも同じだろう。

日本政府の「戦争の場合」の抗弁が許されないことは明らかである。

（ILOの監督・不服申立手続にはどのようなものがあるか）

同判事は、ILOの充実した監督・不服申立手続について説明した。専門家委員会及び国際労働総会・三者構成委員会による強力な監督手続が整備されている。これを補完するために、より高度の不服申立手続（憲章二四条及び二六条）もある。加盟国政府、加盟国所在の労働団体又は使用者団体は、（自らが被害者でなくとも）他国の人権問題についても、情報の送付や不服申立ができる。だが、国連NGOも通報を送る権利はない。

（今後の見通し）

先例が発見されたことから、「慰安婦」問題と強制労働条約の問題について、より深い研究がなされるべき必要性が広く理解されたと思われる。また、強制労働条約違反の問題は、「慰安婦」問題のみならず、強制連行問題にもつらなる重要なものだ。バグワティ判事を囲んでの画期的セミナーが実現したことで、この分野への関心が深まったことを歓迎したい。今後は、NGO、弁護士、市民団体、国際法学者が、より積極的に検討を進めるべきだろう。ILOには高度の監督・不服申立手続がある。それは、強みだ。しかし、NGOはそのアクセスがない。今後ILOに通報できる権利を持つ各国の労組がどのような対応を示すか注目される場所である。